

【2025年6月施行】熱中症対策義務化の対応方法！

近年の猛暑で職場の熱中症による労働災害が増加しており、国は労働安全衛生法を改正して企業に対し熱中症対策を講じることを義務付けました。これは、熱中症事故の多くが初期対応の遅れによって重症化・死亡につながっている現状を受け、企業に早期発見・迅速な対応を求めるための改正です。今回は、この法改正の背景と企業が取るべき具体的な対応策について、わかりやすくお伝えします。

義務化される熱中症対策

改正法令では、熱中症のおそれがある作業を行う際、事前に対策を整備して従業員に周知することが義務付けられています。具体的には、作業中に熱中症の疑いがある人を早期に発見・報告できる仕組みと、直ちに作業から離脱させ救急車を要請するなど症状悪化を防ぐ措置の手順を定めておかねばなりません。これらの体制と手順を事前に整備し、従業員に共有しておくことで、万一の場合も迅速な対応が可能です。

また、対策の効果を高めるため、平常時から職場の温度や暑さ指数(WBGT)を測定して暑さを軽減する工夫をし、従業員に熱中症予防や応急対応の知識を教育しておくことも重要です。

違反時の罰則とリスク

対策を怠った場合、行政からの指導や罰則の適用など大きなリスクがあります。

労働基準監督署から指導・勧告を受けたり、危険な作業の使用停止命令が出される可能性もあります。さらに、改正法では違反した事業者には「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」の罰則が科される場合もあります。加えて、万一職場で熱中症による労災が発生すると、監督署の調査や被災者への補償対応の負担、信用低下などのリスクにも直面します。こうした事態を避けるには、平時からの対策と法令順守が肝心です。

実務での準備と対応方法

厚生労働省も職場の熱中症予防策を呼びかけています。職場で可能な限りの暑さ対策を行いましょう。エアコンや送風機を活用し、涼しい休憩所と十分な水分補給の場を確保しましょう。従業員には熱中症の初期症状や応急処置を教育し、自身や周囲に異変があればすぐ報告するよう指導してください。緊急時の対応手順も事前にシミュレーションして共有しておくことで安心です。

2025年6月施行の法改正により、熱中症対策は法律上の義務となりました。従業員の命と健康が何より大切です。日頃から職場全体で熱中症予防に取り組みましょう。